作業機付きトラクター　公道ＯＫ
灯火器　車両幅…走行には一定基準

2019年11月16日

農作業機を装着したトラクターが公道を走行できるよう、道路運送車両法の保安基準が緩和された。走行する際は「灯火器類」「車両幅」など確認すべき一定基準があり注意が必要だ。道運輸局などは道内各地で説明会を開催して理解を促しており、十勝管内でも７日に十勝総合振興局で開かれた。

農耕トラクターは単体なら公道を走行できるが、農作業機を装着して灯火器（方向指示器など）が遮られてしまう場合は走行ができなかった。

ほ場の拡大や労働力不足が続く中、「取り外し作業が負担」とする農業者の声を受けて今年４月、道路運送車両法で定められた灯火器の取り付け位置などの基準が緩和された。作業労力の削減、生産性向上が期待される。

農作業機付きで公道を走行する際は（１）灯火器類（２）車両幅（３）安定性（４）免許－の４点を確認することが求められる。

灯火器類は農作業機を装着しても他の車から見える状態でなくてはならず、見えない場合は所定の位置に設置する。見えたとしても、灯火器の位置が農作業機を含む全体の幅から40センチ以内でなければ、反射器などを設置する必要がある。

車両幅にも規定がある。農作業機を装着した状態で幅が2.5メートルを超えている場合、道路管理者から特殊車両通行許可を得る必要がある。車両の最端部が分かるよう、外側表示板を設置する。

農作業機を付けることで幅が1.7メートルを超える場合は大型特殊免許が必要になり、「免許の確認」も必須となる。

農作業機を装着することで変わるのがトラクターの安定性（傾斜角度）。トラクターと作業機の組み合わせによる安定性の確認結果は、日本農業機械工業会がホームページで今後公表する予定だ。安定性の基準が満たせない場合、時速15キロ以下の走行をしなくてはならない。

今回、公道走行が認められたのはトラクターに直接装着、持ち上げて走行する「直装タイプ」で、トラクターがけん引するタイプの農作業機については現在見直しの検討中。農水省のホームページでは「作業機付きトラクターの公道走行について」と題し、基準の詳細を紹介している。

道運輸局自動車技術安全部は「公道でトラクターが後方から追突される事故も多い。外側表示板をつけるなど確実なチェックを」と呼び掛けている。

公道を走行できるようになった農作業機付きのトラクター（道運輸局提供）

中札内がＪＡ全国青年大会へ　食育活動を発信
「堂々と発表を」　08年めむろ以来

2020年２月５日

ＪＡ中札内村青年部（鎌田修部長、38人）が、18、19日に東京で開かれるＪＡ全国青年大会（全国農協青年組織協議会主催）の活動実績発表の部に、東北・北海道ブロックの代表として出場する。同大会の活動実績発表に管内から出場するのは、2008年のＪＡめむろ青年部以来。部として力を入れている食育活動について発表する。

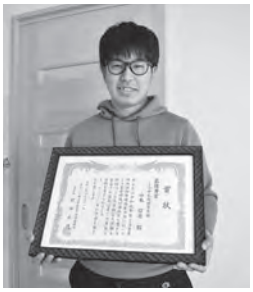

全国大会に向けて意気込む山本さん

ＪＡ中札内村青年部は昨年の十勝大会、全道大会を勝ち抜き、１月の東北・北海道大会で最優秀賞に輝いた。中心メンバーは、発表者の山本信吾さん（30）＝同青年部理事＝ら６人で、原稿やスライド作成などを手分けして準備した。

テーマは「食育難民」。子どもたちを対象にした食育活動に大きな変化が生まれない中、大人も交えた食育を実践。地元食材を使用した調理実習を行い、食材について生産者の思いをまとめた「食育パンフレット」を作成している。

地方・ブロック大会では、村のイベントで食育スタンプラリーを行うなど、年代を問わず地域全体で食育活動に取り組んでいる点を報告。課題を掘り下げた取り組みや発表内容が評価された。

発表は15分以内で行う。短い時間内で、一番伝えたい部分はゆっくり話すなど説得力あるスピーチができるよう練習を重ねている。大会の講評もふまえ、表現も大会